

消防基金規程第一号

消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書（平成九年三月二十六日消防消第五十六号）第十五条の規定に基づき、福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年九月二日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 荒木泰臣

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年消防基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（長期家族介護者援護金の支給）</p> <p>第二十二条 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号の一に該当する者（以下この条において</p>	<p>（長期家族介護者援護金の支給）</p> <p>第二十二条 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号の一に該当する者（以下この条において</p>

「要介護年金受給権者」という。)が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して十年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害と認められる場合を除く。)にその遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、理事長は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。

一 せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの

二 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの

2ゝ7 (略)

「要介護年金受給権者」という。)が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して十年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害と認められる場合を除く。)にその遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、理事長は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。

一 せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するもの

二 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するもの

2ゝ7 (略)

長期家族介護者援護金請求書

消防団員
 水防団員
 消防団員等公務災害補償等共済基金理事
 長 殿

請求年月日 年 月 日
 請求者の住所
 ふりがな 氏
 月 日生 (歳)
 ④

下記のとおり長期家族介護者援護金の支給を請求します。
 死亡した要介護年金受給権者との続柄又は関係

損害補償を行う市町村又は組合名 都道 市町村 府県 組合
 氏名 死亡年月日 年 月 日
 受給権者となった年月 (年金支払決定番号) ビー ー ー
 死亡した要介護年金受給権者に関する事項
 年金の種類
 傷病補償年金 (第 級)
 障害補償年金 (第 級)
 死亡の原因

所得税の納付状況 請求者を扶養する者の状況
 前年の所得について所得税の納付が 請求者を扶養する者がいないが、その者は ある ない 前年の所得について所得税を納付していない
 基礎政令第8条第1項第4号に規定する障害の有無
 障害 (障害等級第7級又はそれ以上に相当する程度以上) が ある ない

長期家族介護者援護金請求額 円
 ※死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位・程度
 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し (有し) 、常に介護を要するもの (第1級)
 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し (有し) 、常に介護を要するもの (第2級)
 胸部臓器の機能に著しい障害を残し (有し) 、常に介護を要するもの (第1級)
 胸部臓器の機能に著しい障害を残し (有し) 、常に介護を要するもの (第2級)
 傷病等第1級若しくは第2級又は障害等第1級若しくは第2級に最初に該当することとなった日 年 月 日

送金先 振込先金 振込先金 銀行・信金・信組 本店
 融機開名 融機開名 農協・漁協 支店
 普通預金 当座預金 口座番号
 振込み ふりがな 預金名義者
 先 その他 円 ※受理 年 月 日
 ※送金 年 月 日

※長期家族介護者援護金支給額 円
 【注意事項】 (略)

長期家族介護者援護金請求書

消防団員
 水防団員
 消防団員等公務災害補償等共済基金理事
 長 殿

請求年月日 年 月 日
 請求者の住所
 ふりがな 氏
 月 日生 (歳)
 ④

下記のとおり長期家族介護者援護金の支給を請求します。
 死亡した要介護年金受給権者との続柄又は関係

損害補償を行う市町村又は組合名 都道 市町村 府県 組合
 氏名 死亡年月日 年 月 日
 受給権者となった年月 (年金支払決定番号) ビー ー ー
 死亡した要介護年金受給権者に関する事項
 年金の種類
 傷病補償年金 (第 級)
 障害補償年金 (第 級)
 死亡の原因

所得税の納付状況 請求者を扶養する者の状況
 前年の所得について所得税の納付が 請求者を扶養する者がいないが、その者は ある ない 前年の所得について所得税を納付していない
 基礎政令第8条第1項第4号に規定する障害の有無
 障害 (障害等級第7級又はそれ以上に相当する程度以上) が ある ない

長期家族介護者援護金請求額 円
 ※死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位・程度
 せき髄その他神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し (有し) 、常に介護を要するもの (第1級)
 胸部臓器の機能に著しい障害を残し (有し) 、常に介護を要するもの (第1級)
 傷病等第1級又は障害等第1級に最初に該当することとなった日 年 月 日

送金先 振込先金 振込先金 銀行・信金・信組 本店
 融機開名 融機開名 農協・漁協 支店
 普通預金 当座預金 口座番号
 振込み ふりがな 預金名義者
 先 その他 円 ※受理 年 月 日
 ※送金 年 月 日

※長期家族介護者援護金支給額 円
 【注意事項】 (略)

附 則

この規程は、令和二年九月二日から施行し、改正後の福祉事業の実施に関する規程の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、適用日前に発生した要介護年金受給権者の死亡については、なお従前の例による。